

4 ご留意いただきたいことから

(平成13年7月3日現在)

告知義務について

生命保険にご契約の際には、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)・現在の健康状態・身体の障害状態・現在の職業など、おたずねすることからについて、ありのままを正しく告知していただくことになっています。もし、故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と異なっていた場合には、告知義務違反となり、ご契約が解除され、保険金や給付金をお支払いできないことがあります。

クーリング・オフ制度について

ご契約のお申込みの日または第1回保険料に相当する金額をお払みになった日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、郵便によってご契約のお申込みを撤回することができます。この場合、お支払いいただいた金額をお返しいたします。なお、当社の指定した医師の診察を受けられた後などは、このお取り扱いはできません。

保険料のお払込期間について

大切な保障を確実に続けていただくために、保険料は払込期月中にお支払いいただくことになっています。お払込期月中にご都合がつかない場合には、猶予期間内にお支払いいただくようお願いいたします。

保険料お払込猶予期間

払込期月の翌月1日から末日まで

保険種類・払込回数によって期間が異なります。

猶予期間が過ぎてしまったら

お払込猶予期間内にお支払いがないと、ご契約は失効(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなる)とします。ただし、「自動振替貸付」が可能な場合には、自動的に保険料をお立替えし、大切なご契約の効力が失われないようになっています。

保険金などをお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

告知していただいた内容と事実が相違し、ご契約または特約が解除された場合
契約者・被保険者・受取人等の故意または重大な過失によって保険金・給付金の支払事由に該当した場合

責任開始日から2年以内における被保険者の自殺(ただし、契約日が2001年4月1日以前のご契約については1年以内)または1年以内における被保険者の犯罪行為
高度障害保険金・給付金について責任開始前の疾病や災害を原因とする場合
保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

解約について

多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。

特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

お払込みが困難なときの継続方法

延長定期保険

保険料のお払込みを中止し、返戻金をもとにして、死亡・高度障害のときだけを保障する保険に変更できます。保険金額は、変更前のご契約の死亡保険金額と同額とし、保険期間は返戻金額によって定まります。

払済保険

保険料のお払込みを中止し、返戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更できます。保険金額は小さくなりますが、保険期間は変更前と変わりません。

保険金の減額

保険期間は変えず、保険金額と保険料を少額にした保険に変更できます。

「ライフアカウント L.A.」については、延長定期保険や払済保険にかわり、契約を有効に継続させる方法として、主契約保険料の払込終了を取り扱います。また、所定の範囲内で保障はそのまま保険料だけを変更できます。

契約者貸付制度について

一時的にお金をご入用のときには、主契約の解約返戻金の所定の範囲内で、当社の定める利率によりご用立てします(保険種類によっては取り扱えない場合もあります)。ご返済は、全額のほか一部のご返済もお取り扱いします。

更新制度について

更新型の特約を付加することにより、保障が必要なときに重点をおいてご契約いただけますので、割安な保険料で大きな保障が得られます。更新時にはご契約時に比べ年齢があがるため、同じ保障額で更新すれば保険料は通常アップしますが、保障額を見直すことなどによって保険料のアップをおさえることができます。

詳しくは「更新制度についてのご案内」をご覧ください。

保険料の変更について

下記の保険種類・特約につきましては、保険金・給付金の支払事由に該当する被保険者の数が予定より著しく増加する場合などで、当社が特に必要と認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料を変更することがあります。なお、この場合、その旨を変更日の2ヵ月前までにご契約者あてにご連絡いたします。

特定疾病保障定期保険
長期就業不能保障保険
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険
5年ごと利差配当付特別個人定期保険
特定疾病保障定期保険特約
重度障害保障定期保険特約
総合傷害保障特約
長期通院療養特約
歯科治療特約(A)・(B)
特定疾病保障定期保険特約[積立終身用]
重度障害保障定期保険特約[積立終身用]
介護保障定期保険特約[積立終身用]
増額型入院保障特約[積立終身用]
総合傷害保障特約[積立終身用]
長期通院療養特約[積立終身用]
歯科治療特約(A)・(B)[積立終身用]

変額保険について

変額保険は、その保険にかかわる資産の運用実績をもとに保険金額、解約返戻金額が変動する保険です。運用結果による収益が期待できますが、損失もご契約者負担となりますので、ハイリスク・ハイリターンの特長をもった保険といえます。

なお、変額保険は、生命保険としての死亡保障機能をもつように、死亡・高度障害保険金については基本保険金額を保証するようになっています。ただし、満期保険金(有期型の場合)、解約返戻金の保証はありません。

VII

保険・年金商品の種類